

人事労務レポート

★★ 今回のテーマ ★★

雇用促進税制と所得拡大促進税制

＜雇用や給与の増加に対する税制優遇制度＞

発行日：2013年4月30日 No.102

発行元：社会保険労務士 山口事務所
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷1-7-5
ヒロビル2F
TEL：03-5775-0762 FAX：03-5775-0763
E-mail：h-yamaguchi@ys-office.co.jp
Homepage：http://www.ys-office.co.jp
Facebook：http://www.facebook.com/ysoffice

平成23年にスタートした雇用促進税制が平成25年度から拡充されました。雇用促進税制とは、前年度より雇用保険被保険者(以下、雇用者)を一定数以上増やした場合に法人税(または所得税)の税額控除の適用が受けられる制度です。今回は、雇用促進税制の概要、手続きの流れ等を解説し、合わせて平成25年度より始まった所得拡大促進税制についてもご紹介します。

1. 雇用促進税制の概要

平成25年4月1日から平成26年3月31日までの期間内に始まる各事業年度において、当期末の雇用者数が前期末と比べて、2人以上(大企業は5人以上)及び10%以上増加している場合に、増加した雇用者数1人当たり40万円の法人税(個人事業主は所得税)の控除を受けることができます。*以前は1人20万円の税額控除でした。

(例)雇用者数が前期末時点の30人から、当期末時点で36人に増えた場合(中小企業)

- ・当期末36人－前期末30人＝6人増 \geq 2人 →クリア
- ・増加数6人 \div 前期末30人＝20% \geq 10% →クリア

↓

増加数6人 \times 40万円＝240万円(税額控除)

なお、税額控除は、当期の法人税額の20%(大企業は10%)が上限となります。個人事業主は平成26年1月1日から平成26年12月31日までが対象です。

2. 対象事業主の要件

- (1)青色申告書を提出する事業主であること
→設立年度は対象外です。
- (2)前年度ならびに適用年度において、会社都合離職者を出していないこと
→「前年度」も含まれることに注意してください。なお、この場合の会社都合離職者は雇用保険被保険者のみを指します。雇用保険に加入していないアルバイト等を解雇した場合は、対象外とはなりません。
- (3)適用年度に雇用者数を2人以上(大企業5人以上)及び10%以上増加させていること
→雇用保険に加入していないアルバイトや役員等はカウントされません。なお、新規雇用についてはハローワーク経由で、といった制限はありません。
- (4)給与等の総支給額が前期に比べて一定額*以上増加していること
*前期の給与総額 \times 雇用者増加割合 \times 30%

(例)雇用者数が前期末10人から当期末12人に増え、給与総額が5,000万円から6,000万円に増えた場合
5,000万円 \times (2人 \div 10人) \times 30%＝300万円
6,000万円 \geq 5,000万円+300万円 →クリア

3. 確定申告までの手続きの流れ

I 事業年度開始時に「雇用促進計画」を提出

事業年度開始後2ヶ月以内に本社管轄のハローワークへ(支店等も含めて)、雇用者数の目標増加数等を記載した雇用促進計画を提出します。なお、この計画書は事業年度終了時に再度使用しますので、ハローワークから控えが戻ってきたら大切に保管しておいてください。

この計画書を出したからといって追加で面倒な事務や手続き等は発生しません。雇用者数が増加するか未定という場合でも、とりあえず出しておいて損はないといえます。

II 事業年度終了時に計画の達成状況を報告

事業年度終了後2ヶ月以内(個人事業主は3月15日まで)に本社管轄のハローワークへ雇用促進計画の達成状況を報告します。ハローワークへ提出後、控えが戻るまで2週間から1ヶ月程度期間を要する見込みです。確定申告期限に間に合うよう、事業年度終了後、早めに書類を提出することが必要といえます。

III 確定申告

IIでハローワークに提出した書類(「雇用促進計画-1」)の写しを確定申告書等に添付して税務署へ申告します。

4. 所得拡大促進税制

「雇用者数は増えているが、会社都合が出ているので雇用促進税制の申請ができない」などといった場合は、平成25年度より始まった「所得拡大促進税制」の利用を検討してみましょう。これは給与等の支給額が5%以上増加した場合に、増加額の10%の税額控除を受けられる制度です。雇用促進税制と異なり、会社都合離職者が出て申請することができます。また、ハローワークへの計画書提出等、税務申告の前に行う手続きは特にありません。なお、雇用促進税制と所得拡大促進税制の両方同時の申請はできず選択適用となります。申請にあたっては顧問税理士の先生に相談をしてみてください。

— 今月の主な労務・税務関連手続き —

- ・労働保険年度更新の集計準備
- 顧問先企業の皆様へは5月中にご案内します。

● コラム ●

5月28日(火)に弊所主催でセミナーを行います。テーマは「上司と部下の円滑なコミュニケーション」です。アサーティブジャパン代表の森田さんを講師にお招きし、部下とのコミュニケーション方法について解説してもらいます。若手社員の育成を課題とする企業にとって効果的なセミナーです。参加を希望される方は山口までご連絡ください。適切な部下指導の仕方を学びたいという皆様のご参加をお待ちしております。(山口)